

## 社会保障への公共哲学的アプローチ —その歴史的・現代的サーヴェイ—

山脇 直司

---

### ■ 要約

公共哲学とは、従来の公私二元論に代わり、官・民・私の三元論を採用しつつ、政治や経済、その他もろもろの社会現象を理念的かつ経験的に考察していく学問である。本稿は、このような新しいアプローチによって、近代ドイツ、イギリス、日本における社会保障論の展開を体系的に再構成し、また現代の政治哲学的争点や厚生経済学のあり方にも光をあてる試みである。

---

### ■ キーワード

公共哲学、政府の官・民の公共性・私の経済、近代ドイツ・イギリス・日本、現代政治哲学、厚生経済学、経験的考察・理念的構想・実現可能性

---

本稿は、公共哲学という新たな学問が社会保障論にもたらしうる視座や論点を、近・現代の論議を再構成しながら提示していく試みである。

#### 1. 公共哲学の概念と二元論的公私観の脱構築

まず、公共哲学(パブリック・フィロソフィ)という多くの人にとっていまだ聞きなれない概念について説明することから始めたい。公共哲学とは、1950年代にアメリカのリップマンによって提唱され、その後1980年代以降、主として英語圏の社会学者(ベラーやサリバンなど)、政治学者(サンデルやウンドロープなど)、倫理学者(グッデンなど)によって、積極的に用いられ始めた学問名称であり、日本でもその名の下に数年前から大掛かりな学際的研究会が催され、シリーズも出版され始めている<sup>1)</sup>。そして、一口にこの学問を特徴づけるとすれば、国家や政府を「公」と企業の経済活動を「私」とそれぞれみなす従来の二元論的公私観に代わり、国家や政府によってのみならず、家族と

国家の中間領域における人々の社会的活動によつても「公共性」が担われるというパラダイムをコアとして、政治、経済、その他もろもろの社会現象を、理念的かつ経験的に考察していく学問と言うことができよう。したがって公共哲学は、「公的(public)」という形容詞を「政府的(governmental)」とほとんど同一視してきた従来の経済学とは決定的に異なる社会認識に立つ学問である。

#### (a) アーレント的・ハーバーマス的公共哲学の意義と限界

ここで、ガバメンタルとは区別されるパブリックについて、数十年來の欧米での議論を基に考えてみよう。欧米で「公共性(publicness、Öffentlichkeit)」という概念が論議されるきっかけになったのは、今日では古典と呼びうる二つの書、アーレントの『人間の条件』(1958)と、ハーバーマスの『公共性の構造転換』(初版1961、第2版1990)によってである。アーレントは、古代ギリシャのポリスの政治

に範を採りつつ、公共性を、独自性と共通性を重ね持つ人々の言語活動を通じて形成され、かつまた、万人に開示されている世界とみなし、このような公共性が近代の私有財産制や市場経済（彼女が「社会的」と呼ぶもの）の興隆によって消失しつつある現状を指摘しながら、その復権をうたう論理を開いた<sup>2)</sup>。彼女の書は、公共性を国家と個人の垂直な関係としてではなく、何よりも対等かつ異質な人々の活動という水平な関係としてとらえ論じた点で、画期的意義を持っている。それに対し、近代主義的な立場にたつハーバーマスは、古代ギリシャと異なる近代的公共性のあり方を、18世紀西欧における公権力としての国家と宮廷に対抗する市民（民間人）の公論に見いだし、国家的公に抵抗する市民的公共性という構図を、はっきりと定式化したのである。その上でハーバーマスは、19世紀以降、行政国家システムと貨幣経済システムの肥大化によって、市民的公共性を通しての公論形成が困難になっていく姿を、この書の後半部分でえぐり出した<sup>3)</sup>。

この書はその後、ハーバーマスが独自の社会理論を構築する間、忘れられがちであったが、東欧革命直後の1990年に出版された第2版の序文で、彼は、ヘーゲルやマルクスが経済社会という意味で用いた *bürgerliche Gesellschaft* とは峻別された *Zivilgesellschaft*、*civil society* という意味での市民社会を、「教会、文化的なサークル、学術団体、独立したメディア、スポーツ団体、レクリエーション団体、弁論クラブ、市民フォーラム、市民運動から、同業組合、政党、労働組合、オルターナティブな施設までに及ぶ自由な意思に基づく非国家的・非経済的な結合関係（アソシエーション）」（下線は筆者による）と定義しつつ、市民的公共性実現の場と規定した<sup>4)</sup>。ハーバーマスによれば、このような場における市民は、行政権力や貨幣経済システムの圧力に抗しつつ、「戦略的行為」と異なる「コミュニケーション的行為」に基づく討議によって、合意形

成をめざす理性的存在者とみなされる。そして実際、SPD（社会民主党）政権下のドイツで、このようなハーバーマス流の公共性観は、市民活動などにかなりの影響力を持ちえたと言ってよいだろう。

とはいっても、政府的公とは違う市民的公共性を浮き彫りにしたハーバーマスの公共哲学も、経済活動の公共的次元を考察する上では、アーレント同様に不十分なレベルに留まっている。古代ギリシャのポリスに範を採ったアーレントの場合、経済は、公共領域である人々の政治的活動と家庭という私的領域の中間にあたる社会的領域とみなされ、経済と公共性を関連づけて論じる端緒は全くと言ってよいほど見いだされない。ハーバーマスの近代主義的社会理論の場合も、経済の領域が市民社会から除外されてしまい、専ら市民的公共性と拮抗する貨幣経済のレベルでしか論じられない構造となっているのである。

#### (b) アダム・スミスの公共哲学

このようなアーレント・ハーバーマス流の公共哲学の不備はまた、彼（彼女）らがアダム・スミスの倫理思想ないし公共思想を（意図的に？）無視していることにも起因している。すなわち、18世紀後半のスコットランドで、スミスは、『道徳感情論』（1759）を著し、利己的経済活動の是非を「公平な第三者（impartial spectator）の共感（sympathy）」に委ねる議論を開いた<sup>5)</sup>。「神の見えざる手」によって人々の自由な経済活動が思いがけない成果をもたらすことを説いたスミスも、私的経済活動が国家によってではなく、普通の人々ないし市民によって公共的に正当化される必要性を決して忘れてはいなかったのである。したがって、今日の社会科学の教科書では私的とみなされることの多い経済活動も、スミスにおいては市民的公共性と切り離されて考察されるようなものではなかった。公共哲学が政治学的テーマのみならず、経済学的テーマとも結びつかなければならないことを喚起してくれ

る点で、スミスの道徳哲学は、明らかに公共哲学の古典の一つと言ってよい。もっともスミスにとって、分配的正義という意味での社会保障は主題になっていないという点で、彼は18世紀的限界に留まっていることは確かであり、第2章でみると、社会保障のための公共哲学の本格的登場は19世紀に入ってからであった。しかしその点を差し引いても、スミスの公共哲学は今日、アーレント的・ハーバーマス的公共哲学にはみられない「経済活動と公共的ルール」に関する視座を、われわれに提供してくれる。

#### (c) 二元論的公私觀から三元論的視座へ —政府(官)の公・民の公共性・私的経済活動

さて、このように政治のみならず経済活動をも公共性の枠内でとらえることで、公共哲学は、経済学をはじめ多くの社会科学が前提としてきた従来の公私觀に修正を促す。すでに指摘したように、経済学の教科書のほとんどは「公」「官」と同等視しており、この事情は、公共哲学と名前の似ている公共経済学(*public economics*)という学問においても変わりない。公共経済学は、市場が最適な資源配分に失敗した場合、資源配分を政府に委ねることを解き(説き)明かす学問として自らを規定するからである<sup>6)</sup>。そしてそこでは、官=政府以外の経済活動は私的領域へと一括され、上述したような人々の公共活動は主題化されない。しかしこのような単純なパラダイムでは、社会保障の正統性(*legitimacy*)が人々の公共的判断に基づいていることを考察できないのである。したがって今や、こういったパラダイムに代わり<sup>7)</sup>、「政府(官)の公」と「人々(民)の公共性」と利潤追求をめざす「私的経済活動」を区別しつつ、その相互作用を論考するような公共哲学のパラダイムによって、社会保障問題やそれを克服する社会政策論への新しい視座が導入されなければならない。

では、このような新しい視座によって、近代の社会保障論やそれを包摂する社会政策論はどのように再構成されることになるのか、次にそれを、ドイツ、イギリス、日本の状況に即していちべつしてみたいと思う。

#### 2. 社会保障の公共哲学—その近代的展開

##### (a) ヘーゲル・シュタイン・歴史学派・オルド自由主義—近代ドイツ的展開

すでに触れたように、国家による社会保障が施行され始めたのは、19世紀以降のヨーロッパにおいてであるが、その始まりは、ビスマルク体制の新興国ドイツにおいてであった。そして実際に、それを支えるような社会政策論が、ドイツ語圏ではすでにドイツ国民国家成立に先立つ19世紀前半から展開されていたのである。

19世紀のドイツにおいて、国家による社会保障論が展開され始めたのは、国家から独立した経済社会を「市民(ブルジョア)社会」と呼び、それが、アダム・スミス的な予定調和ではなく、人々に弱肉強食をもたらすが故に、国家による救済措置が必要と説いたヘーゲルに始まると言ってよい。19世紀初めのヨーロッパ社会を考察したヘーゲルは、「欲求(ニーズ)の体系」としての経済社会=市民社会を成り行きに任せておけば、富める者はますます富み、貧しい者はますます貧しくなるような法則が支配し、人倫(制度化された倫理)は喪失する。しかるに、こうした経済社会の矛盾を、司法や福祉行政、職業団体のような非国家的中間団体などは克服できず、その克服は、「人倫(自由の実現態、制度化された倫理)の最高形態」とヘーゲルがみなす「立憲国家」に委ねられねばならない<sup>8)</sup>。これがヘーゲルのビジョンであったが、これを公共哲学という観点からとらえ直すならば、自由と公正を保障するところの理にかなった公共性と最低限の生活保障は、無限の内面性という次元を持つ人々(民)<sup>9)</sup>が最終的に承認する国家によって実現

され、優秀な官吏が支える政府がそれを具現化するというビジョンとして描かれよう。

このようなヘーゲルのビジョンは、その後、ヘーゲル左派やマルクスによって観念論的幻想と批判されたものの、ヘーゲル中央派に属するローレンツ・シュタインによって、確固とした福祉国家論へと発展した。フランス社会主義の研究から出発した若きシュタインによれば、個々人の生活は「人格的な要素」と「非人格的な要素」の衝撃と反撃から成り立つており、財貨獲得を主要目的とする経済活動は非人格的な活動そのものとみなされる。そして、非人格的な利害関係によって動く「社会」は、「個々人の人格的な意志の統一体」である「国家」によって克服されなければならない。個々人が人格的国家意志の形成と決定に参加する組織が憲政であり、憲政を具現化する措置が行政である。シュタインは、このような思想の下、社会問題解決のための包括的な国家社会科学を展開したのであった<sup>10)</sup>。それは当初、個々人(民)の一般意志に國家の正統性を求めるルソー的な民の公共哲学を、ヘーゲルに倣い、行政組織(官)の論理で軌道修正した形の公共哲学に基づいていたが、彼の晩年においては、後者の色彩(官の公の論理)が次第に濃くなっていたように思われる。

ドイツにおける経済学の分野で、このヘーゲル・シュタイン的なビジョンを担ったのは、シュモラーによる歴史学派ないし社会政策学派であった。この学派は、自由放任政策を是とするイギリスのマンチェスター学派と国内の社会民主主義勢力の双方に対抗しつつ、国家主導の経済政策によって人々の福祉の増大ないし保障をめざしたからである。とはいえ、公共哲学的見地からみると、この学派のビジョンは、ヘーゲルや若きシュタインと比べ、より一層、政府(官)中心の「温情主義的」色彩の濃いものであったことは否定できない。ヘーゲルや若きシュタインにおいては、個々人の人格の実現が立憲国家の正当性の根拠となるというテー

ゼの公共哲学が明示されていたのに対し、シュモラーにおいては、人々の風習やモラルを反映するような倫理的経済学が唱えられたものの、下から人々の意思を反映させていくようなビジョンは後退し、官(政府)主導の上からの温情主義的な社会政策を実施させていくビジョンが前面に打ち出されているからである<sup>11)</sup>。したがって、後述する福田徳三に影響を与えたブレンターノのような例外はあるものの、総じてこの学派においては、私的経済活動の弊害を除去するための政府(官)的公による社会保障を根拠づけるような「国家を支える個々人の公共性の哲学」は見いだし難く、そうした公共哲学の不在が、この学派をしてビスマルク流の社会保障論とよくマッチさせたゆえんであったようと思われる。

さて、この歴史学派経済学は、シュモラー亡き後、ワイマール体制下において、ハイパーインフレーションに対して何ら有効な策を打ち出せなかつたほか、カルテルやトラストを擁護し、さらにはナチの政策に加担するなどの失態によって、第二次大戦後は消失する。そしてそれに代わり、戦後のアデナウアーティ体制を支える公共哲学を提示したのが、オイケン、レプケ、ミュラー＝アルマックらに代表されるオルド自由主義であった。オルド自由主義は、「人格的自由」(オイケン)と両立しうる経済秩序を計画経済ではなく市場経済と考える点で、上述したドイツ的伝統ともを分かつ。しかし他方、夜警国家的な自由放任政策は採らず、市場経済が弱肉強食的なプロセスとなって多くの失業者が発生したり、カルテルやトラストの出現によって独占資本主義とならないように、国家が市場に介入する「秩序政策」や、企業における労働者の経営参加を容認し、そのような経済秩序を「社会的市場経済」と名づける。したがって、オルド自由主義においては、ミーゼスやハイエク流のネオ・リベラリズムと異なり、市場経済と社会保障が二律背反的にではなく、相互補完的にとらえられた。

その際、社会保障は、イギリスのビバリッジ報告に基づく中央集権的な社会保障制度に倣うのではなく、できるだけ協同的で地方分権的な連邦国家の単位で実施される「非プロレタリアート化政策」(レブケ)に基づいて考えられた。このような人々の人格の自由に基づき公共哲学に支えられ、戦後ドイツ経済は奇跡の経済成長を生むと同時に、保守政権下においても、社会保障制度は切り崩されることがなかったのである<sup>12)</sup>。そして、この伝統は、下からの社会運動や公共活動をより重視する社会民主主義政権においても、半ば引き継がれ、今日のドイツの社会保障制度を形づくっている。

#### (b) 積極的自由主義・フェビアン社会主義・ ビバリッジ報告とケインズ主義

##### —近代イギリス的展開

ドイツと比べ、先進産業国であったイギリスにおいては、19世紀前半に弱肉強食的な社会状況があらわになったにもかかわらず、社会保障を基礎づける公共哲学はなかなか生じてこなかった。確かに、19世紀前半のオーエンの社会主义思想は、労働者の福祉実現へ向けてインパクトを与え、労働組合成立の母体となったが、それはどこまでも社会運動のための主義主張という形のものであった。他方、アダム・スミスに始まるイギリスの政治経済学の伝統において、経済活動への政府の干渉はネガティブにとらえられることが多く、経済危機を自覚したマルサスですら、社会保障という考えには及ばなかったし<sup>13)</sup>、税改革を唱えたJ・S・ミル(彼はまさしく公共哲学者と呼ばれるにふさわしいが)ですら、社会保障という考えには至らなかった<sup>14)</sup>。そうした消極的態度を打破し、イギリスで初めて本格的に社会保障の哲学が打ち出されるのは、19世紀後半のトマス・ヒル・グリーンらの積極的自由主義者によってである。

イギリス経験論ではなく、ドイツ観念論、特にヘーゲルの影響を受けたグリーンの自由主義は、

人格の自己実現を最高善と考える点で、積極的自由主義と呼んでよい<sup>15)</sup>。「各自が欲しないことを強制されない自由」を最も重視する消極的自由主義とは異なり、グリーンにとって何よりも大切なのは、「人間各自の善意志の実現」であり、しかもそれは「公共の善」と両立可能なものでなければならぬ。個人の自発的な善意志の実現と公共善は対立せず相互に補完する性質のものであり、社会環境もこの双方の観点から改善されていくべきである。このような公共善の見地から、グリーンは、私有財産を神聖化するロック流の自由主義に反対して、私有財産制の無制限な自由を規制し、貧困にあえぐ労働者の生活改善(=自己実現の条件の改善)のために割り当てるような権利を国家に与えることを提唱した。そしてそれはまさしく、社会保障の公共哲学的基礎づけと呼ばれるにふさわしいものであった<sup>16)</sup>。

イギリスでは、このグリーン亡き後、19世紀末に労働者の社会福祉実現をめざす労働党が結成されたが、その思想的基盤となったのは、言うまでもなくフェビアン社会主義である。この思想の提唱者であったウェップ夫妻は、「救貧」ではなく「防貧」こそ緊急の政策課題とみなしていた。夫妻は、救貧法にみられる温情主義的な考え方を批判してその廃止を求め、代わりに、失業者の発生を予防するための基幹産業国有化政策のほか、国家による医療保険と失業保険制度の導入を主張した。このような社会政策の実施によって初めて、温情主義に陥ることなく、労働者の公共的モラルも改良されうると、夫妻は考えたのである<sup>17)</sup>。これはグリーンのような個人に焦点を合わせた緻密な公共哲学とは異なり、制度が階級に与える現実を重視し、その現実の変革をめざすプラグマティックな社会保障論であったと言えよう。そして実際にそれは、20世紀初めに、政権与党となった自由党のロイド・ジョージ政権の社会政策に、社会保険制度の導入などという形で影響を与えることになる。

しかし周知のごとく、イギリスにおける社会保障は、1942年のビバリッジ報告なくしては考えられないであろう。第二次大戦中に発表されたこの報告は、低所得者層に限らず、全国民が保険に加入する国民保険制度を提案し、それが戦後、正式に施行されることになったからである。そしてこうした社会保障制度は、「完全雇用」政策をめざすケインズ経済学によって補完されていく。自由放任政策の終焉をうたい、失業対策のために政府の市場介入政策を奨励するケインズ経済学は、ストレイチーらによって労働党の基本政策にも採り入れられ<sup>18)</sup>、「ゆりかごから墓場まで」という言葉に象徴される戦後イギリスの社会福祉政策を推進する原動力となったが、こうした公共政策は、上述した戦後ドイツのオルド自由主義と異なり、中央集権的な政府主導による所得配分政策という色彩の濃いものであった。そしてその行き詰まりが、1980年代のサッチャー政権による反動を呼び起こすのである。公共哲学という観点からみれば、こうした戦後イギリスの社会保障政策には、プラグマティックなレベルを超えた哲学的基礎づけがあったとは思われない。こうした福祉国家における哲学の貧困という間げきを突いて、ハイエク流の「反福祉国家の社会哲学＝新自由主義」<sup>19)</sup>が再評価され、「哲学なき経済学」の現状に飽き足りない多くの学徒を引き付けることになったのは皮肉と言えよう。

### (c) 福田徳三・河合栄次郎・大河内一男 —近代日本の展開

さて、近代日本における社会保障の公共哲学的基礎づけは、福田徳三に始まると言ってよい。若くしてドイツのミュンヘン大に留学し、歴史学派の中では最もリベラルな思想家であったL・ブレンターノに学んだ彼は、帰国後、社会政策学会の重鎮として活躍しつつ、1922年の大著『社会政策と階級闘争』で、社会政策の哲学的基礎づけを試みた。この大著で福田は、上述したシュタインの「国

家」と「社会」の意味内容を逆転させ、「社会」を人格が自己実現のために非人格的なものに対抗する運動の場としてポジティブにとらえ、その運動を「國家」が承認し、その要求を実現するという「社会－国家」観を打ち出す。そしてその際に特に重要なのは、人々の「生存権」確保のための戦いとその制度的承認である。このような観点の下、福田は、社会問題の解明と克服をめざす学問を「デモクラティック・サイエンス」と呼び社会政策の基礎とした<sup>20)</sup>が、これはまさしく、大正デモクラシーを追い風とする社会政策の公共哲学的基礎づけにはかならなかった。さらに彼は、マーシャルやピガーの厚生経済学が厚生問題をも効用や形式論理のレベルでとらえている点を「価格経済学」と呼んで批判し、改めて、個々人が生活世界全般の厚生の実現を国家が行う政策に反映させていくことを解明する学問として、「厚生経済学」を再定位したこと、忘れられてはならない<sup>21)</sup>。社会保障は、政府によって上から与えられるものではなく、下からの人々の要求や闘争によって国家に承認させるものなのである。

この福田と並んで、昭和初期に本格的な社会政策の哲学的基礎づけを試みたのは、河合栄次郎であった。1931年の大著『社会政策原理』において、河合は上述したグリーンとフェビアン社会主義に共鳴する形での社会政策論を提示する。河合によれば、社会政策学は、何が善であるかを考察する道徳哲学と、理想的社会について論考する社会哲学とによって基礎づけられる。19世紀以降勢力をもつた功利主義は快楽を善と等値し、それが最大化される社会を理想とした。これに対して河合は、グリーンに倣う形で、「人格の完成」へ向けて各自が努力することを善とし、それを可能とするような条件(制度)が整っている状態を理想的な社会とする。このような見地から、彼は、功利主義に反対するとともに、善の問題を階級闘争に還元するマルクス主義にも反対し、その上で、フェビアン社会主義に近いような社会政策論を提唱したのである<sup>22)</sup>。

だが、こうした河合の公共哲学的な社会保障論は、軍部によって弾圧されて実を結ばず、戦後もマルクス主義の台頭の前に、ほとんど創造的発展をみなかつた。そしてそれに代わって、大河内一男の「生産力主義」的な社会政策論が登場するのである。戦時の統制経済体制という悪条件の中、大河内は、生産力の増大と強力化こそ労働者や一般大衆の社会福祉を保障するものであると説き、さらにそのような発想の延長で、戦後も生産力主義的な社会政策論を唱えた<sup>23)</sup>。公共哲学的観点からみれば、彼のこうした理論は、戦時下と戦後の経済官僚(官の公)を勇気づける機能を演じた反面、福田や河合が強調した「個人(人格)レベルでの公共性の基礎づけ」という側面を消失させ、社会政策ないし社会保障論を唯物論化させてしまったように思われる。そしてそれは、戦後日本のキャッチアップ・ポリシーによくマッチし、社会政策や経済学における哲学不在を後押ししたと言っても過言ではないだろう。

### 3. 公共哲学の現代的展開・争点と社会保障の論拠

以上のように、公共哲学という観点から、近代の独・英・日の社会保障論や社会政策論を再構成した後で、最後に現代の状況をいちべつしたい。

#### (a) 功利主義vs政治的リベラリズム vs リバタリアニズム vs コミュニタリアニズム

1980年代以降、英語圏での政治哲学ないし社会哲学の争点は多岐にわたっているが、功利主義、政治的リベラリズム、リバタリアニズム、コムニタリアニズムという4大潮流における公共哲学的側面をラフスケッチしてみよう。すでに触れたように、功利主義が掲げる公共性の最高規範は「最大多数の最大幸福」であり、それがとりもなおさず「公共の福祉=正義」を意味すると功利主義は考え、そこから社会保障論を導出する。だが、この立場に

おいては、利己主義的・快楽主義的人間像が前提になっているほか、個人の権利と社会的効用の緊張関係が未決のままである<sup>24)</sup>。これに対して、ロールズに代表される政治的リベラリズムは、各自の公共的理性に基づく「重なり合う同意(overlapping consensus)」によって、個人の「自由権」と「社会権」を核とする正義の原理が導出されると考える<sup>25)</sup>。ただしロールズの構想にあって、このような「各個人の公共性」と「官(政府)の公」との相互作用を考察する制度論の展開は、いまだ抽象的レベルに留まっているように思われる。また、ノージックなどに代表されるリバタリアニズムは、個人間の契約に基づく「自由権」に絶対的価値を置き、社会保障などの「社会権」には重きを置かない<sup>26)</sup>。したがってこの立場においては、社会福祉のための公共哲学という側面はほぼ消失する。このリバタリアニズムと敵対するところの、エッティオーに代表されるコムニタリアニズムにおいては、権利よりも「責任」や「徳性」や「公共善」が人々の公共性を形づくると考えられている<sup>27)</sup>。しかしこの立場においても、「民の公共性」と「官(政府)の公」との相互作用の論理が十分に展開されているとは言い難く、社会保障論を開拓するには至っていないように思われる。

#### (b) 厚生経済学の公共哲学的方位づけのために

以上のように、現代の政治・社会哲学は社会保障の公共哲学のための十分な論理をいまだ提供しておらず、これは、「政府(官)の公」「人々(民)の公共性」「私的経済活動」の三元論的視座に立脚する公共哲学に託された今後の課題であろう。では、本稿を締めるにあたって、社会保障と密接な関係にある(るべき)厚生経済学の、公共経済学的ならぬ公共哲学的方位づけの可能性について付言してみたい。

厚生経済学は、ピゲーが「人間生活の改良の道具を探求する実践科学」として構想した学問<sup>28)</sup>であり、上述したように、その構想を1920年代に福

田徳三は生存権をはじめ「人間の生活全般の厚生」をめざす学問として公共哲学的に構想し直していた。しかるにその後、この試みは継承されることなくとん挫し、戦後においては、福田がまさに価格経済学と呼んだところの形式論理と効用主義に基づく学問へと形がい化した。この形がい化した状態はしばらく続き、その限界を乗り越えるとうたった公共経済学も、哲学不在のまま、効用主義と形式論理にとらわれ、福田のみならず、ピグーの構想の地平すら取り戻すには至っていない。そしてようやく近年になって、セン、塩野谷、鈴村、後藤らによって、個人ないし民の権利や公共性に基礎を置く厚生経済学の再構築の試みが始まったというのが現状であろう<sup>29)</sup>。私見によれば、この試みは本稿が提示してきた公共哲学的な観点によって補強されなければならない。そしてそれが従来のたこつば的な学問觀では遂行不可能なことは明らかであろう。上述したスミス、ヘーゲル、シュタイン、シュモラー、オイケン、レブケ、マルサス、ミル、グリーン、福田、河合といった学者は、おしなべて、包括的な社会科学觀をもとに、社会政策論ないし社会保障論を展開したのである。公共哲学は、基本的に学際性を前提とし、社会が現に「ある」姿の経験的考察と、「あるべき」理想社会についての理念的構想と、政策が実現「できる」可能性の洞察を、区別しつつも切り離さずに論考する学問である。かくして、公共哲学は、経済と政治のみならず、実証経済学と規範経済学を切り離して論じがちな経済学のあり方に軌道修正を迫るものとなろう。そのような学問觀の刷新を伴ってのみ、厚生経済学の公共哲学的方位づけは実効性を得ると筆者は確信している<sup>30)</sup>。

## 注

- 1) こうした大掛かりなプロジェクトとして、佐々木毅・金泰昌編 2001-2002『公共哲学』全10巻 東京大学出版会 参照のこと。また、それに先立つ 山脇直司・大沢真理他編 1998『現代日本のパブリック・フィロソ

フィ』新世社、をも重ねて参照していただければ幸いである。

- 2) Arendt, H., 1958, *The Human Conditions*, The University of Chicago Press. (アレント、志水速雄訳 1994『人間の条件』ちくま学芸文庫), 参照のこと。
- 3) Habermas, J., 1961→1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Suhrkamp. (ハーバーマス、細谷貞雄他訳 1994『公共性の構造転換』未来社), 参照のこと。
- 4) ibid. pp.45-50(同上XXXviiページ以下)参照。
- 5) Smith, A., 1759→1976, *The Theory of Moral Sentiment*, Oxford University Press. (スミス、米林富雄訳 1969-1970『道德感情論』上・下巻 未来社), 参照のこと。
- 6) このような定義が、オーソドックスな新古典派のみならず、住民運動重視の立場を採る宇沢弘文氏の1988『公共経済学を求めて』岩波書店、においても踏襲されているのは、いさか奇妙に思える。
- 7) 広井良典氏の1999『日本の社会保障』岩波新書は、全体として新鮮な観点で記された良書であるが、それでもなお、旧来の公私觀を踏襲している点で不満が残る。
- 8) Hegel, G.W.F., 1820→1970, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, Suhrkamp. (ヘーゲル、藤野涉他訳 1967『法の哲学』中央公論社)の第3部を参照のこと。
- 9) なお、ヘーゲルが個々人の内面性や主体性を重視するカントの立場をその限界を指摘しつつも重視していたことは、『法の哲学』第2部から十分読み取れる。
- 10) Stein, L., 1850, "Der Begriff der Gesellschaft und die Gesetze ihrer Bewegung", in *Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage*. Verlag von Otto Wigand. (ローレンツ・シュタイン、森田勉訳 1991『社会の概念と運動法則』ミネルヴァ書房), 参照のこと。
- 11) シュモラーに関しては、田村信一氏の1993『グスタフ・シュモラー研究』御茶ノ水書房、を参照のこと。なお、田村氏は、この優れた書の中で、非自由主義者という従来のシュモラー觀に反対し、自由を重んじたヘーゲルとシュタインの伝統上でシュモラーをとらえようとしており、基本的に筆者もこの見解に同意する。しかし、「個々人の公共性」の哲学的根拠づけという觀点からみれば、シュモラーは、ヘーゲルのみならず、シュタインからも後退していることは否めないようと思える。
- 12) オルド自由主義に関しては、拙稿 Yamawaki, N., 2001, "Walter Eucken and Wilhelm Röpke: A reappraisal of their economic thought and policy of ordoliberalism," in *The German Historical School*, edited by Y. Shionoya, Routledge, を参照されたい。

- 13) マルサスの政治経済論に関しては, Winch, D., 1987, *Malthus*, Oxford University Press. (ワインチ, 久保芳和・橋本比登志訳 1992『マルサス』御茶ノ水書房), 参照のこと。
- 14) ミルの公共政策論に関しては, Mill, J.S., 1848, *Principles of Political Economy with Some of Their Application to Social Philosophy*, Parker. の第5部 (ミル, 末永茂喜訳 1963『経済学原理』5 岩波文庫), 参照のこと。
- 15) 積極的自由主義とは, この立場に批判的な消極的自由論者のバーリンによって名づけられた言葉である。 Berlin, I., 1969, "Two Concepts of Liberty", in *Four Essays on Liberty*, Oxford University Press. (バーリン, 福田鉄一他訳 1971『自由論』みすず書房), 参照のこと。
- 16) Green, Th.H., 1878→1950, *Lectures on Principles of Political Obligation*, Longman. (グリーン, 北岡勲訳 1952『政治義務の原理』駿河台出版社), 参照のこと。
- 17) Webb, S. and B., 1911, *The Prevention of Destitution*, London. (ウェッブ夫妻, 大日本文明協会事務所訳 1914『国民共済論』), 参照のこと。
- 18) Strachey, J., 1956, *Contemporary Capitalism*, Random House. (ストレイチー, 関嘉彦他訳 1964 東洋経済新報社), 参照のこと。
- 19) とりわけ, F.A. Hayek, 1973, *Law, Legislation and Liberty*, Vol.1, *Rules and Order*, London. (矢島釣次他訳 1976『法と立法と自由—ルールと秩序』春秋社), Vol.2, *The Mirages of Social Justice*, London. (ハイエク, 篠塚慎吾訳 1987『法と立法と自由I—社会正義の幻想』春秋社) を参照のこと。
- 20) 福田徳三 1926『社会政策と階級闘争』大倉書店, 参照のこと。
- 21) 福田徳三 1980『厚生経済学』講談社学術文庫, 参照のこと。
- 22) 河合栄次郎 1931→1968『社会政策原理』社会思想社, 参照のこと。
- 23) 大河内一男 1941→1969『社会政策の基本問題』青林書院新社, 参照のこと。
- 24) この問題は, グッдинのように公共哲学として功利主義を方位づける現代の論客においても, 未決のように思われる。 Goodin, R.E., 1995, *Utilitarianism as a Public Philosophy*, Cambridge University Press. 参照のこと。
- 25) Rawls, J., 1971, *A Theory of Justice*, Harvard University Press, および 1993, *Political Liberalism*, Columbia University Press, など参照のこと。
- 26) Nozick, R., 1974, *Anarchy, State and Utopia*, The Basic Books. (ノージック, 嶋津格訳 1859, 89『アナーキー、国家、ユートピア』木鐸社), 参照のこと。
- 27) Etzioni, A., 1997, *The New Golden Rules: Community and Morality in a Democratic State*, The Basic Book. (エチオーニ, 永沢幸正訳 2001『新しい黄金律:「善き社会」を実現するためのコミュニタリアン宣言』麗澤大学出版会), 参照のこと。
- 28) Pigou, A. C., 1932, *The Economics of Welfare*, Macmillan. (ピグー, 永田清監訳 1953, 54『厚生経済学』東洋経済新報社) 参照のこと。
- 29) 塩野谷祐一 1984『価値理念の構造:効用対権利』東洋経済新報社, 2002『経済と倫理:福祉国家の哲学』東京大学出版会, 鈴村興太郎 1998『権利・福祉・潜在能力—センの規範的経済学の基礎概念』『経済研究』Vol.49, No.3 岩波書店 pp. 193-203, 後藤玲子 2002『私的選好と公共的判断』佐々木毅・金泰昌編『21世紀の公共哲学宣言』(近刊)などを参照のこと。
- 30) なお, 筆者の社会科学論として, 山脇直司 1999『新社会哲学宣言』創文社, 1998『パブリック・フィロソフィの再構想:学問論的展望のために』山脇他編『現代日本のパブリック・フィロソフィ』新世社 pp. 1-20, 2002『経済の倫理学』丸善(近刊)などを参照していただければ幸いである。  
(やまわき・なおし 東京大学教授)